

鳶尾3丁目2街区

助け愛隊規約

(令和2年度改定版)

鳶尾3丁目2街区自治会

令和2年10月1日 発行

鳶尾3丁目2街区助け愛隊規約

第1章 名称及び事務所の所在

- 第1条 この会は鳶尾3丁目2街区助け愛隊という。
- 第2条 この助け愛隊は鳶尾3丁目2街区自治会(以下「自治会」という)の特別組織とする。
- 第3条 本隊の事務所を管理棟内に置く。

第2章 構 成 員

- 第4条 本隊の構成員は鳶尾3丁目2街区居住者とする。

第3章 目 的

- 第5条 この助け愛隊は災害を含む突発的な問題発生時に鳶尾3丁目2街区(自治会地域)住民の救援・救出及び介護を行う事を目的とする。
- 又、本隊は住民の隣保共同の精神に基づき自主的にその活動を行う。

第4章 事 業

- 第6条 本隊は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- 1 住民の肉親・緊急連絡先等の台帳登録に関する事。
 - 2 災害を含む突発事故に対して必要な緊急連絡に関する事。
 - 3 管理組合及び自主防災隊との連携に関する事。
 - 4 自治会員に対しての教育・宣伝に関する事。

第5章 権利義務

- 第7条 本隊構成員は第3章第5条に示す目的を享受する権利を有し、本隊規約に定める規約を守り本隊の運営に協力する義務を負う。

第6章 機関構成

- 第8条 本隊に次の機関を置く。
- 1 総会
 - 2 役員会
- 第9条 本隊に次の役員を置く。
- | | |
|--------|----------------|
| (1)隊長 | 1名 |
| (2)副隊長 | 複数名 |
| (3)会計 | 1名 |
| (4)監査役 | 1名 |
| (5)書記 | 1名 |
| (6)隊員 | 隊長推薦者(自薦を妨げない) |

- 2 役員は次による。
 - (1) 隊長は自治会会長をもってあたる。
 - (2) 副隊長は民生委員・管理組合理事長及び自治会事務局員等をもってあたる。
 - (3) 会計は自治会会計をもってあたる。
 - (4) 監査役は自治会会計監査をもってあたる。
 - (5) 書記は管理組合事務局長をもってあたる。
 - (6) 隊員は隊長推薦とするが自薦を妨げない。
- 3 役員の任期は1年とする。
但し、再任を妨げない。

(役員の仕事)

第10条 隊長は、本隊を代表し隊務を統括し災害及び異常の発生時における救急車の要請及び警察署等への救援連絡等の対応を行う。

活動に際し対象者宅に立ち入る場合原則として同居家族又は緊急連絡先指定連絡者の承諾を得ることとする。

尚、この承諾に関しては正副隊長又は書記とする。

緊急を要しながらも上記の承諾対応が取れない場合は、救急車・警察署等への緊急要請を行い隊員2名以上により可能な範囲で対応を行うこととする。

救援・救出活動を実施した隊員は、行動の要旨を隊長に口頭又は文書で報告をすることとする。

尚、隊長はこの活動を報告書として作成・保存するものとする。

- 2 副隊長は、隊長を補佐し隊長に事故あるときはその職務を行う。
- 3 会計は、本隊の会計を担当する。
- 4 監査役は、本隊の会計を監査する。

(役員を選出)

第11条 役員を選出に関しては、自治会会則をその基本として運営する。

(総会)

第12条 総会は自治会会員で構成する。

- 2 総会は、毎年1回開催する(自治会の総会と同時に行う)。
但し、特に必要がある場合は臨時に開催することが出来る。
- 3 総会は、隊長が招集する。
- 4 総会は次の事項を審議する。
 - (1) 規約の改正に関する事。
 - (2) 助け愛隊組織の編成及び隊員の任務分担に関する事。
 - (3) 事業計画及び事業報告に関する事。
 - (4) 予算及び決算に関する事。
 - (5) その他総会が特に必要と認めた事。

付記 総会の実施に関して、本規約に示されない項目に関しては自治会会則をその基本として運営する。

(役員会)

第13条 役員会は、隊長、副隊長及び書記によって構成する。

2 役員会は、次の事項を審議し実施する。

(1)総会に提出すべきこと。

(2)総会により決定されたこと。

(3)その他役員会が特に必要と認めたこと。

(個人情報取り扱い)

第14条 役員は個人情報の取り扱いに留意しなければならない。

本隊において取り扱う個人情報はいかなる理由があってもこれを公開してはならない。

第7章 会 計

(隊費)

第15条 本隊の隊費は総会の議決を得て別に定める。

(経費)

第16条 本隊の運営に関する経費は、隊費その他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第17条 会計年度は、毎年3月1日に始まり、翌年2月末日に終わる。

(会計監査)

第18条 会計監査は毎年1回監査役が行う。

但し、必要がある場合は臨時にこれを行うことができる。

2 監査役は会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

付記 会計処理に関して、本規約に示されない項目に関しては自治会会則をその基本として運営する。

第8章 付 則

(改廃)

第19条 この規約の改廃は総会の承認を得なければならない。

(施行)

第20条 この規約は、平成20年1月20日から施行する。

付記 平成28年3月27日改定

令和 2年3月29日改定